

20190613

ハラスメント窓口相談員のための研修会

ハラスメント相談の心構え

学生総合支援センター カウンセリングルーム

准教授 中川 純子

(ハラスメント全学相談窓口)

1. 京都大学におけるハラスメントとは

1a. ハラスメントの定義

資料：京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 第2条参照のこと

参考：労働施策総合推進法の定義

「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害される」言動

1b. ハラスメント相談件数

全学相談窓口(カウンセリングルーム)におけるハラスメント相談件数の推移

現在では大体1年間で70~100件、相談回数は300~400回前後

まだ相談を受けたことがない方は、今のところそれはたまたまである。

1c. ハラスメントになりうる例

京都大学におけるハラスメントの防止と対応について pp.11-13 参照

セクシュアル・ハラスメント

- 対価型(最も古典的なセクハラ概念)、環境型
- 性犯罪、ストーカー的行為、SOGIハラ、アウティング

アカデミック・ハラスメント

- 修学・就職・卒業・修了・進学・研究等の妨害、成果の奪取、暴力・誹謗・中傷・精神的虐待、不当な負担の強制、権力の乱用、個の侵害、排斥・放棄 等
- 学会等学外での出来事も

パワー・ハラスメント

- 身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害 等
- 労働争議様のものも

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとなりうる言動

学外やネット上でのハラスメントに類する出来事

ここに書いていない言動はハラスメントではない、という性質のものではない

ここに書いてあるから、一方だけの話を聞いて相談員がすぐさま「それはハラスメントです」と断言していいものではない

「ハラスメントになる可能性がありますね」との姿勢で。

2. 相談窓口の留意点

2a. 相談窓口の立場

秘密の厳守 ……安心して話してもらうために

-他の者に話す必要がある際には、相談者に確認、了承を取することを忘れない
対応システム全体で「中立」「公平」「公正」を目指す

-本当に「中立」にいと、両当事者から「相手寄り」に見えるモノ

-一方のみの相談者から話を聞く段階、相談者の立場に立った理解を心がける
今自分はハラスメント相談員？上司？友人？

-相談者にハラスメント相談であることを確認し共有する

-立場によって変わる次の行動

2b. 相談窓口の業務

秘密厳守のもと、相談を受ける

ハラスメント相談対応システムの全体像を相談者に説明する

相談者自身が可能そうな、対処法の助言を行う

相談者が大学の調査・対応を希望する場合は、報告書を作成し、相談者に確認をとり、
部局長に提出する

例：大学への調査・対応希望の報告（申立）に必要な事項

申立年月日

申立人についての情報

-氏名・性別・所属

-調査委員会から連絡する場合の連絡先

被申立人についての情報

-氏名・性別・所属

-申立人との関係

申立の概要（時系列でまとめる）

学内の他の窓口への相談状況（あれば）

大学に希望する対処

2c. ハラスメント相談の心得

ハラスメント相談員マニュアル 参照

step1

自己紹介を丁寧に行う

プライバシーの保護について約束する

相談に訪れた事情のあらましを尋ねる

相談者の苦悩への理解を伝える

複数で相談に応じていくことを伝える

手紙・電話・電子メールによる相談の場合
相談の内容は必ず記録に残す

step2

詳細な事情を尋ねる
話を聴く時間は1回につき50分程度が適当
再確認しながら聴く
相談者を責めない

step3

マニュアルのない世界
冷静さと思いやり
相談員の仕事は「裁くこと」ではない
ハラスメントを行ったとされる人に会ってほしいと言われた場合
一人で抱え込まない（一人で事情を聴くこととなった場合）

参考資料

京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程
京都大学におけるハラスメントの防止と対応について（パンフレット）
ハラスメント相談員マニュアル